

## 見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言わされた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

(60歳代 女性)

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言わされた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。



# 相談急増 ハガキによる架空請求

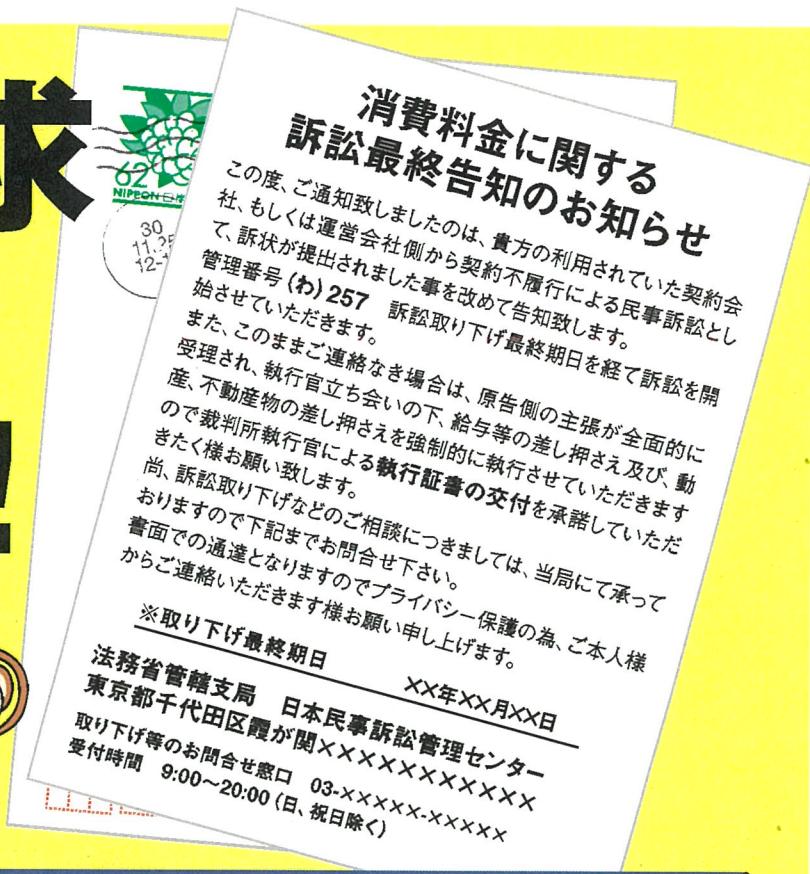
## ひとこと助言

架空請求は無視！



# 架空請求 被害 急増中！

こんな  
ハガキが  
届いたら



1 まずは、  
無視する

2 間違つても、  
連絡しない

3 不安なときは、  
聞いてみる



消費者ホットライン  
**188に相談！**

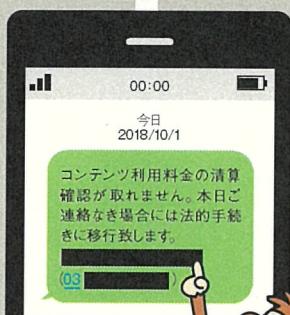
詳しくは裏面を  
ご覧ください»

被害  
急増中

# 架空請求に、ご注意！

被害発生までの  
流れ

1  
ハガキや  
電子メール、  
SMS<sup>(\*)1</sup>が  
届く



実在する  
事業者をかたる  
場合もあるよ

架空請求  
業者

2  
業者にあわてて  
連絡すると…



連絡すると  
さらに個人情報を  
漏れてしまうよ

3

「訴訟取り下げ料が必要」  
などウソを言って  
金銭の支払いを要求



4  
だまされて支払いに  
応じてしまう

被害  
発生

コンビニ  
端末操作後レジで支払い

プリペイドカード購入

銀行口座へ  
振込み等

仮想通貨の  
購入代金を送金等

電話等で  
カード番号を通知

(\*)1)電子メールやSMSの場合は、架空請求業者がランダムに生成したメールアドレスや電話番号に送信している可能性がある。  
(\*)2)架空請求業者から伝えられた支払番号を端末に入力し、出力された用紙を持ってレジで代金を支払う。

消費生活センターは、

地方自治体が運営する消費生活に  
関する相談窓口です。 いやや!

消費者ホットライン **188**  
(3桁の電話番号)

最寄りの相談窓口に電話がつながります。

お住まいの自治体の相談窓口は…